

\*各委員の個別意見を取りまとめたものです。

指摘事項	
第3 全般的事項	
1 リスク管理に関する基本的考え方	
(1) (2) (3) (4)	意見なし
2 管理手法	
(1) (2) (3)	意見なし
3 生物多様性の保存に関わる基本的考え方	
(1)	<p>(岸本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答案には陸域生態系に関しての視点が盛り込まれていないように見えるがどうか。</li> </ul> <p>(板井)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項&gt;:これに関する指摘は以下に多くの箇所で行っているが、趣旨は同じなので、以下ではタイトルのみ記述するにとどめる。なお対照はその箇所の語句と読み替えられたい。環境影響評価で公表されている資料が、事業者が今想定する事後調査やモニタリングと比較対照する資料となると思われる。しかし環境影響評価によるそれらは定性的で、かつ重要種のみにはほぼ限られているので、工事実施後、事業者の事後調査やモニタリングをたんに実施するだけでは、生物群集全体への影響があったかどうかについて把握することは困難と思われる。事業者が著しい変化を感知できたときには、すでに生物種・生物群集にはたいへん大きな変化が生じていると考えられ、保全対策を実施しようにもすでに手遅れとなっている恐れが高い。したがって、自然環境の状態や生物群集の構造や機能を、工事実施前に継続的な調査を行って正確に把握しておく必要がある。こういった資料があってはじめて事後調査等の実施で生物群集の変化に関する把握が可能となり、事後の保全対策の検討が可能となる。</li> <li>・イワナ類、底生動物、カワネズミの調査を実施するとのことであるが、それぞれの調査結果により各種個体群や群集をどのように解析するのが明らかでない。調査はおもに川の中の動物について行うようであるが、たとえばイワナ類の生息状況を明らかにするためにその食物内容調査や生息場所周辺の底生動物の定量的調査することは必要であるが、十分でない。部会でも説明してきたようにイワナ類は下記は底生動物に依存せず、河畔林などに生息する動物に依存していることは確実で、むしろその調査が必要とされる。したがって、水面の落下動物などの定量的調査も同時に行う必要がある。また底生動物も川底に生息するものを直接摂食するのではなく、ほとんどは流下してくるものを摂食する。したがって、流下昆虫の定量的調査が行われるべきである。</li> <li>・環境DNAの調査の有用性が部会でカワネズミについて指摘されたが、他の動物についての有用性の検討も必要である。イワナ類についてはヤマトイワナとニッコウイワナ、両者のハイブリッド個体などの識別データがあるとは聞いていないので、その識別には使えないとおもわれる。ただし、カワネズミと同様に沢などにおけるイワナ類の存在は確認できるので、工事後の影響調査に用いることもできるかもしれない。</li> <li>・事業者の回答案にある、「食物連鎖図をもとにモニタリング対象種を拡げる」にもコメントしておきたい。モニタリングをあくまで「種」とするのは、環境アセスメントの手法にこだわりすぎている。食物連鎖図をもとにするのであれば、「群集の構造」なども対象とするべきであろう。</li> </ul>
(2)	<p>(板井)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本回答案を読むと、当専門部会で指摘された魚や底生動物といった水生生物の移殖は難しいことは認識されている。それではそれらの保全措置はどのようにするのか書かれていない。回答案を素直に読むと、失われる水生生物の保全措置として、植物の移植を行うように読める。その際「生物多様性オフセットの考え方『も』参考にする」としている。この部分の記述は承服しがたい。</li> <li>・&lt;代償措置と生物多様性オフセットについて:これについても以下に同様のコメントをするところがあるが、これも同様に表題だけを記述することにする&gt; 代償措置は、事業の環境影響を回避や低減によって保全対策することが難しく、さらにミティゲーションとしての修復・再生も難しい場合に、最後の保全手段として考えられるべきものである。通常は植物群落について考えられている手段であることに留意する必要がある。</li> <li>・回答案を読むと「植物」についても、生態系オフセットの考え方を参考に、移殖・播種を実施するように読めるが、生態系オフセットの行為と代償措置である移殖・播種とは安易に結びつけられるものではない。</li> <li>・当専門部会での提案は、水生生物の保全措置として、イワナについてはイワナ(できるだけ想定影響範囲の近隣に生息するヤマトイワナ)を事前に捕獲・増殖して、必要に応じて放流して適切な密度に回復させて、事業の影響を緩和しようという試案である。その際大井川のヤマトイワナの増殖の実績をもつ静岡県水産技術研究所富士養鱒場(<a href="https://fish-exp.pref.shizuoka.jp/fuji/0001/index.htm">https://fish-exp.pref.shizuoka.jp/fuji/0001/index.htm</a>)や井川漁業協同組合に協力していただいたらどうか、という提案も合わせて行っている。事業者の回答案をみると、部会提案を「移植は難しい」といっただけのように書かれているが、この提案に対する回答を期待する。</li> </ul>
第4 個別事項	
1 水量	
(1)ア (1)イ (1)ウ (2)ア (2)イ (2)ウ (3)	意見なし
(4)	<p>(板井)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項&gt; 上の3-(1)に記した文言の、「生物、生物群集」を「流量」と置き換える。 (事後調査やモニタリングで、河川や沢の事前の流量からの変化を測ろうとしても、この比較対照とする資料がまだ得られていない。まずはこの調査から行うべきである。季節や年による変動があることを考えれば、周年の、数年にわたる調査が必要なことは言うまでもない。</li> </ul>
(5)	<p>(板井)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項(同上)&gt; ・環境保全措置の実施は、静岡県と「自然環境保全協定」を締結して行うこと。なお、その締結の際には想定される影響に対する具体的な保全措置を考えること。</li> </ul>

2 水質	
(1)ア	(板井) ・自主排水基準の設定においては、一般的な指摘事項で記したように、工事前の現地の水質の測定値(<事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項>で「生物、生物群集」を「排水の水質」と置き換える)に照らして決定する。一般的な水質基準だけによる設定は、現地の自然環境の特異性を考慮していない。また現地における年間の水質、水温の変動にも合わせる必要がある。
(1)イ (1)ウ	意見なし
(1)エ	(板井) ・沈砂地の汚濁処理は当然能力の高い方法を用いるべきである。沈砂池の管理は当然のことで、たんに大雨などのために浚渫を行うような記述はほとんど意味がない。むしろ浚渫等により生じた汚泥の処理の方が重要である。適切な処理方法を具体的に述べられたい。 ・工事排水の処理に関しても<事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項>に照らして行うこと。排水予定地の現地の状況を工事前に正確に把握しておくべきである。把握すべき内容は、水質のみに留まらず生物、生物群集についても必要に応じ実施すること。
(1)オ (2) (3)ア (3)イ	意見なし
(3)ウ	(板井) ・生活排水の水質に関しても<事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項>があてはまる。とくに水温に関する排水の管理は、事前に収集した放流する場所における周年・経年の調査結果に適するように行うこと。
3 発生土対策	
(1)ア	意見なし
(1)イ	(板井) ・沈砂地に関するコメントは上の2-(1)-エにあるとおり。
(2)ア (2)イ	意見なし
(2)ウ	(板井) ・緑化に関する回答で、「…緑化は、現地に生息する個体由来のもの『など』…」とあるが、『など』と書いた理由の他の「もの」を具体的に述べるべきである。 ・設置されるタイヤ洗浄処理水の処理についても記述すべきである。 ・生きたイワナの移動も過去の事業でしばしば行われたが、その結果が現在のニッコウイワナの蔓延のひとつの原因になっている。作業員による魚の移動も禁じること。
4 監視体制の構築	
(1) (2)	意見なし
5 代償措置	
(1)	(板井) ・代償措置に関しては3-(2)にコメントした。
(2)	意見なし
6 今後の方向性	
(1)	(板井) ・<事後調査やモニタリングにかかる一般的な指摘事項>としてコメントしたとおり
(2)	(岸本) ・まずは工事着手をという姿勢は順序が違うであろう。まずは基本協定の締結が先決で、それがない工事着手はあってはならないものと考えます。